

保護者各位

児童家庭部長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う通所自粛の再要請について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、4月7日政府から緊急事態宣言が発令され、感染拡大の防止、学童保育所の機能維持などの観点から、通所自粛のご協力をお願いしているところです。

しかし、野田市においても、4月4日に1人目の感染が確認された後、4月12日までに計6人の感染が確認されました。感染拡大防止として「三つの密」を避けるより一層の取り組みが必要となっています。

学童保育所では、施設の清掃・消毒や手洗いの徹底等、感染防止対策に留意しておりますが、児童たちが集まる以上、当該感染症を完全に防止できるとは言えない状況であり、「クラスター」と呼ばれる感染者の集団が発生するリスクが免れません。

このようなことから、保護者の皆様に感染拡大防止の徹底、流行期間短縮のため、改めて通所自粛の要請をさせていただきます。

なお、今後は感染防止の徹底を図るため、学童保育所の臨時休所を検討させていただきますことでもあります。保護者の皆様には、自粛要請に対するご理解、ご協力をお願いいたします。

また、通所自粛に伴う学童保育料の取扱いは、下記のとおりです。

記

1. 4月分の学童保育料について

4月1日から14日までの利用の有無に関わらず、4月15日から30日までの期間、感染予防のため学童保育所への通所を自粛した場合には、特例として4月分の学童保育料を免除します。免除するためには、手続が必要となりますので、児童家庭課又は学童保育所にご相談ください。

※4月15日以降に学童保育所を利用した場合は、学童保育料を徴収させていただきます。

2. 分散保育の実施及び学校教職員の学童保育所勤務について

「三つの密」を避けるため、一部の学童保育所において小学校の空き教室等を利用し、児童を分散させて保育を実施しております。

また、臨時休校期間中は、学童保育所の開所時間を変更し、午前8時から午後7時まで開所しておりますが、職員の数を確保するため、学校教職員が学童保育所及び分散保育する小学校の空き教室に勤務しておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。